

台湾税務および投資法令アップデート

2017年2月

所得税法

産業創新条例による「研究開発費用の2倍控除」に関する知的財産権の申請と認定

産業創新条例第12条の1により、個人または会社が自身で研究開発し所有する知的財産権を譲渡または授権して得た収益については、2016年1月1日から「研究開発費用の2倍控除」を行うことができます。また、「わが国の個人または会社の研究開発費用の2倍控除適用に関する規定」第7条によれば、会社は法人税の決算申告期間が始まる2ヶ月前まで(例えば、個人または暦年制の会社の申告は翌年の5月1日から開始されるので、翌年の2月末までに申請)に譲渡先または授権先の会社の中央目的事業管轄官庁に知的財産権の認定申請を提出する必要があります。

PwC台湾の見解：

2016年12月期に発生した研究開発費用で、上記の「研究開発費用の2倍控除」を適用する場合は、2017年2月末までに知的財産権の認定申請を行うことが必要です。なお、「研究開発費用の2倍控除」と「研究開発費用の投資税額控除」のいずれか1つのみの選択適用となります。

財政部、「固定資産耐用年数表」を改正

(財政部の2017年2月3日付台財税字第10604512060号通達)

財政部は「固定資産耐用年数表」を改正、公布し、営利事業者は今年5月の法人税決算申告から適用できます。

一、改正ポイント

1. 第19項「センシングとインターネット通信並びに情報処理設備」を新設。クラウド設備、インターネット送信設備および各種センサーを含む。
2. 鉄鋼建築、太陽光発電設備、自動倉庫設備および梱包設備などの細項目を追加
3. 工業用ロボットの耐用年数が4年から2年に短縮

二、改正された「固定資産耐用年数表」の適用日

固定資産の 取得日または 製造日	適用方法
2015年 12月31日以前	<p>耐用年数がまだ満了していない場合、2016年度(暦年制でない会社は2016年1月以降開始事業年度)から下記の換算式を用いて未使用年数を計算し、より短い耐用年数を適用します。</p> $\text{改正後の未使用年数} = \text{改正後の耐用年数表による年数} \times \frac{\text{改正前の耐用年数表による未使用年数}}{\text{改正前の耐用年数}}$ <p>例：工業用ロボットの改正前の耐用年数は4年であるが(改正後は2年)、2015年12月31日現在までの使用年数が1年とした場合、改正後の未使用年数は、$2 \times 3/4 = 1.5$年となります。</p>
2016年 1月1日以降	改正後の耐用年数表を適用します。

PwC台湾の見解：

会社の税負担を軽減するため、会社は固定資産の内容を確認し、購入設備の初期の減価償却費用を高く計上できるように、取得または製造日に基づきより短い耐用年数を適用できるかどうかについて判断することが必要となります。今回の改正による耐用年数の変更は、主務機関に許可を申請する必要はありません。

営業税法

越境EC(国際電子商取引)への課税に関する営業税法が2017年5月より施行される

営業税法の改正案が昨年末に立法院で最終可決され、行政院の公告によれば2017年5月1日より施行される予定です。行政院が2月15日に公告した「台湾内で固定的営業場所のない外国事業者、機関、団体、組織による台湾内の個人への電子役務の販売についての営業登記申請の年間販売高基準」草案によれば、改正案が施行されれば、越境ECにより電子役務を台湾内の個人に販売する場合、年間販売高がNT\$48万を超過するものは、台湾で営業登記を申請し営業税を申告納付することが必要となります。同草案の予告期間20日後、改正営業税法として5月1日より施行される予定です。

財政部の1989年9月9日付台財税第780276657号通達における仕入税額控除に必要な証憑の関連規定に対し新たな解釈通達の公布(財政部2017年1月12日付台財税字第10500706630号通達)

1989年9月9日付台財税第780276657号通達によると、営業人の不動産の賃貸期間における水道光熱費について、賃貸人が証憑上の名義となっているが双方の約定により賃借人が使用し支払う場合、その水道光熱費の営業税は領収書の控除綴りをもって仕入税額控除できることが認められています。

しかし、2018年7月以降、賃借建物での公共事業で営業人が支払う費用について、仕入税額控除を申告するためには、建物を借り受ける営業人の名称/宛名、住所および統一番号が明記された営業税法第33条に符合する統一發票を取得することが義務付けられます。

投資法令

公開発行会社のグループ内での合併は、株式交換比率の合理性について専門家に意見表明を委任することが免除される

金融監督管理委員会は2017年2月9日に金管証発字第1060001296号通達を公布し、「公開発行会社の資産の取得または処分に関する処理準則」を一部改正しました。

改正ポイントの一つは、公開発行会社が行う合併が同じグループ内での組織再編に該当し、株式交換比率に関する約定または株主への現金もしくはその他の資産の分配が行われていなければ、株主交換比率の合理性について専門家に意見表明を委任することが免除されると明示されました。以下のような合併が対象となります。

1. 公開発行会社が直接または間接的に100%の発行済株式あるいは資本総額を所有する子会社を合併する場合。
2. 直接または間接的に100%の発行済株式あるいは資本総額を所有する子会社間の合併。

電子投票を採用できる会社の適用条件の拡大

株主の議決権行使を容易にするため、また株主の行動主義を定着させコーポレートガバナンスを引き続き向上させるため、金融監督管理委員会は2017年1月18日に金管証交字第1060000381号通達を公布し、電子投票を採用し投票を行わなくてはならない株主総会について、2018年よりその適用条件を拡大することを決めました。現行規定では、払込資本金20億元以上かつ株主数が1万人以上の上場・店頭公開会社が適用対象ですが、これが全ての上場・店頭公開に適用が拡大されます。

PwC台湾 日本企業部コンタクトリスト

氏名	役職	電話番号	E-mail アドレス
パートナー			
奥田健士	パートナー	886-2-2729-6115	kenji.okuda@tw.pwc.com
ディレクター			
王妙五	ディレクター	886-2-2729-6666ext23402	miaw-wuu.wang@tw.pwc.com
シニアマネージャー			
林淑琳	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23412	shirley.lin@tw.pwc.com
魏月珍	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23410	yueh-tseng.wei@tw.pwc.com
周泰維	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23655	david.chou@tw.pwc.com
桃原隼一	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23415	junichi.tobaru@tw.pwc.com
マネージャー			
劉千瑜	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23431	amily.liu@tw.pwc.com
伊藤藍	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23475	ai.ito@tw.pwc.com
洪豪嬪	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23404	kate.h.hong@tw.pwc.com
趙宇愷	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23425	yu-kai.chao@tw.pwc.com
許大修	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23411	dah-hsiu.hsu@tw.pwc.com
www.pwc.com/tw			

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計師事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計師事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利が有ります。

© 2017 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.tw for further details.